

抄録の作成および演題登録に関する規定は、原則として、日本看護学会(公益社団法人日本看護協会主催)に準じます。

1.抄録執筆要領

1)規定

- (1) 共同研究者は4名以内とする。
- (2) 所属機関は5箇所以内(筆頭演者の所属を含める)とする。
- (3) 演題名(サブタイトル含む)は50文字以内とする。
- (4) 抄録本文は800字以内とし、**半角文字は0.5文字とカウントする。**

2)様式

- (1) 抄録原稿は、文章のみとする。図表は不可とする。
- (2) 文体は「である」調とし、句読点は「、。」を用いる。
- (3) 和文・新かなづかいを用い、日本語訳が定着していない学術用語等は原語にて表記し、略語は原則として初出は略さずに表記する。
- (4) **アルファベットおよび数字は、半角文字とする。**

3)文字飾りについて

上付き文字などの文字飾りの場合、Word テンプレート上にて設定してください。

4)構成

構成は、原則として以下とする。

<研究報告の場合>

【はじめに】

研究の背景や、その研究にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目的】

研究によって明らかにしたいことを示す。

【方法】

研究対象の選択、研究デザイン、データの収集・分析方法などを記載する。

たとえば、無記名による調査、オプトアウトによるインフォームドコンセント等、倫理的要件はここに記述する。

【結果】

その研究で得られたデータを記載する。客観的な事実やデータのみを記載し、研究者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「結果」で記載した客観的事実から導いた研究者の考えや思いを「目的」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

<症例報告の場合>

【はじめに】

症例報告の背景や、その症例報告にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目的】

その症例報告によって明らかにしたいことを示す。

【症例】

報告する症例の背景情報を記載する。

【経過】

その症例の経過について客観的事実を記載し、発表者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「経過」で記載した客観的事実から導いた発表者の考えや思いを「目的」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

<業務改善報告の場合>

【はじめに】

その業務の背景や、その改善活動にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目標】または【ねらい】

その業務改善における目標等を示す。

【取り組み】または【実践】

実際に行った業務改善について客観的事実を記載し、発表者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「取り組み」または「実践」で記載した客観的事実から導いた発表者の考えや思いを「目標」または「ねらい」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

2. 修正について

1) 修正期間

演題登録期間ならびに指定された修正期間中は、筆頭演者がオンライン上で何度でも修正することができる。

2) 登録期間後の修正

学会委員会から修正を求められた場合は、指定期日までに修正する。

3. 選考方法・選考の視点

1) 看護に関する内容であり、法規や指針に従って倫理的に配慮されている演題を採択する。

2) 採否については、学会長名で原則として筆頭演者に通知する。

3) 選考および発表演題の群分けは、「抄録選考基準」に基づき、学会委員が行う。

4) 採択の結果通知後であっても抄録集掲載にあたり必要な場合は、原稿の修正を求めることがある。